

訪問看護重要事項説明書

<2025 年 5 月 1 日現在>

(1) サービスについての相談窓口

電話 03-5627-5820 FAX 03-5627-5801

担当 所長 芳 賀 彩 子

(2) 訪問看護ステーションたんぽぽの概要

・提供できるサービスの種類と地域

事業所名	社会医療法人社団 順江会 江東病院 訪問看護ステーションたんぽぽ
所在地	東京都江東区大島 5-10-10 セントラルプラザ大島 401
介護保険指定番号	1367195043
サービスを提供する地域	江東区 : 大島、亀戸、北砂、東砂、南砂、毛利、猿江、 扇橋、石島、海辺、千石、千田 江戸川区 : 船堀、小松川、平井 墨田区 : 錦糸、江東橋、立花

* 上表以外の地域の方でもご希望の方はご相談ください。

(3) 事業所の職員体制

職 種	資 格	常 勤	非常勤	合 計
管 理 者	看 護 師	1 名		1 名
従 事 者	看 護 師 (管理者含む)	5 名	6 名	11 名
	理学療法士	2 名	1 名	3 名
	作業療法士		1 名	1 名
事 務 職 員		2 名		2 名

(4) サービスの提供時間

平 日	午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分
休業日 : 土曜日、日曜日、12 月 29 日から 1 月 3 日、3 月 10 日 (創立記念日)	

(5) 緊急連絡体制

当ステーションは、24 時間対応体制をとり緊急訪問看護に対処しています。

時間外の緊急連絡は、緊急電話専用の番号をご利用ください。

営業時間内	03-5627-5820
営業時間外	別紙緊急連絡案内をご参照ください。

(6) サービスの内容

- 1 病状の観察
- 2 清拭・洗髪等による清潔の保持
- 3 食事及び排泄等、日常生活の指導・支援
- 4 褥創の防止、処置
- 5 認知症利用者の看護
- 6 リハビリテーション
- 7 ターミナルケア
- 8 療養生活や看護方法の指導
- 9 カテーテル等の管理
- 10 その他医師の指示による医療処置

(7) 利用料金

①介護保険適用時の利用料

介護保険からの給付サービスを受ける場合は、原則基本料金の1割～3割負担となります。但し、介護保険の給付範囲を超えた場合は、全額自己負担となります。

1. 基本料金は、サービス提供時間が、早朝(午前6時～午前8時)、夜間(午後6時～午後10時)の場合は25%増、深夜(午後10～午前6時)の場合は、50%増となります。
2. 料金表の提供時間は、サービス提供に要した実際の時間ではなく、居宅サービス(ケアプラン)で定められた時間を基準とします。
3. 利用者との合意により、緊急訪問看護を行なう体制をとる特約を行なった場合は緊急時訪問看護加算として1月につき6,840円×負担割合の加算となります。
4. 厚生労働大臣が定める特別の管理を必要とする状態の時は、特別管理加算として1月につき5,700円または2,850円×負担割合の加算となります。
5. 死亡前、看護師が、医師、利用者、家族、ケアマージャーとの連携の上、ターミナルケアを行なった時は、28,500円×負担割合の利用料が発生します。
6. 訪問看護を行なった回数に合わせて、サービス提供体制強化加算として1回につき68円×負担割合の加算が発生します。
7. 状態区分が要介護1～要介護5の利用者の方は、1月につき訪問看護体制強化加算として2,280円×負担割合が発生します。

②医療保険適用時の利用料

利用者の負担金額は、その負担割合により異なりますが、介護保険適用時の負担金額とほぼ同額程度となります。

特定医療費受給者証、マル障受給証、限度額認定証等は必ず呈示して下さい。

(8) キャンセル料

急なキャンセルの場合は、原則として、下表のキャンセル料を請求させていただきます。

ご利用の24時間前までにご連絡いただいたとき	無料
ご利用の12時間前までにご連絡いただいたとき	基本料金の25%
ご利用の12時間前までにご連絡がなかったとき	基本料金の50%

(9) 料金のお支払方法

原則として、毎月 10 日に前月分の請求書を発送いたしますので、当月末までにお支払ください。お支払方法は、口座自動引落とし、銀行口座振込み、現金払いの 3 通りから契約締結の際にお選びください。お支払いいただきますと、領収書を発行します。

(10) サービスの利用方法

- ①介護保険の適用をおける場合は、居宅介護支援事業者を選び、事前に提供を受けるサービスの内容等について、ご相談ください。
- ②主治医とご相談のうえで、「訪問看護指示書」の発行を要請してください。
- ③「訪問看護指示書」及び介護保険適用の場合は「ケアプラン」に基づき、関係者と協議のうえ「訪問看護計画書」を作成します。
- ④「訪問看護計画書」の内容について、合意を頂いたのちに、計画的サービスを提供させていただきます。

(11) サービスの終了

- ①お客様のご都合でサービスを終了する時は、終了を希望する日の 1 週間前までにお申し出下さい。
- ②次の場合は、双方の通知がなくとも、自動的にサービスを終了します。
 1. 利用者が、入院または施設等へ入所されたとき
 2. 介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定が非該当となったとき
 3. 利用者がお亡くなりになったとき

(12) その他

- ①当方が、正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者やその家族などに対して社会通念に反する行為を行なった場合、または破産した場合は、利用者は解約を通知することで、即座にサービスを終了することが出来ます。
- ②利用者が、サービス料金の支払を 3 ヶ月以上遅延し、当方が支払の催告をしたにもかかわらず支払わない場合、または利用者またはその家族が、当方や当方の職員に対して、本契約を続行し難いほどの背信行為を行なった場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合があります。

(13) 虐待防止について

利用者の人権擁護と虐待の防止の為、指針を整備し責任者を設置する等を行うとともに、従業者に対し虐待防止を啓発・普及する為の研修を実施する等の措置を講じます。

- ①成年後見人制度の利用を支援します。
- ②従業者に対する虐待防止の為の研修を実施しています。
- ③サービス提供中に、当該事業所従業者または養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報します。
- ④虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	看護職員氏名	所長	芳賀	彩子
-------------	--------	----	----	----

(14) サービスご利用に際してのお願い

- ①訪問時のお茶やお菓子等の接待、金品の譲渡はお断りします。
- ②訪問の際はペットをケージに入れる、リードにつなぐなどの配慮をお願いします。
- ③見守りカメラの設置、職員の写真を撮影する場合、個人情報保護法に準じて事前に職員本人の同意を受けてください。
- ④ハラスメント行為などにより、健全な信頼関係を築くことが出来ないと判断した場合は、サービス中止や契約を解除することもあります。
- ⑤訪問中の喫煙はご遠慮ください。

(15) サービス利用にあたっての 禁止事項について

- ①事業者の職員に対して行う暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷などの迷惑行為。
- ②パワーハラスメント、セクシャルハラスメントなどの行為。
- ③サービス利用中に職員の写真や動画撮影、録音等を無断でSNS等に無断で掲載すること。

(16) 社会情勢及び天災

- ①社会情勢の急激な変化、地震、風水害など著しい社会秩序の混乱などにより、業務の履行が難しい場合は日程、時間の調整をさせて頂く場合がある。
- ②社会情勢の急激な変化、地震、風水害など著しい社会秩序の混乱などにより、業務の履行が遅延もしくは、不能になった場合、それによる損害賠償責任は負わないものとする。

(17) 緊急時の対応

サービスの提供中に、病態の急変等があった場合は、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡いたします。

主治医		電話番号	
-----	--	------	--

(18) サービスに対する苦情

①当方の担当者

所 長 芳 賀 彩 子 電話 03-5627-5820

不満や苦情がある時はお気軽にご相談ください。

迅速に対応をさせていただきます。

②区の相談・苦情窓口等へ苦情を伝えることが出来ます。

江東区介護保険課 電話 03-3647-9481

江戸川区介護保険課 電話 03-3652-1151

墨田区介護保険課 電話 03-5608-1111

東京都国保連合会苦情相談窓口 電話 03-6238-0177

—以 上—

年 月 日

訪問看護の提供に当たり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

所在地 東京都江東区大島5-10-10 セントラルプラザ401号室
名 称 社会医療法人社団順江会 江東病院 訪問看護ステーションたんぽぽ
説明者 _____

私は、契約書及び本書面により、事業者から訪問看護についての重要事項の説明を受けました。

利用者

住 所 _____

氏 名 _____ ㊞

家 族

住 所 _____

氏 名 _____ ㊞

(代理人)

住 所 _____

氏 名 _____ ㊞